

「道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた 環境整備に伴う当面の特別措置案」について

首都高速道路株式会社は、昨年12月に『首都高速道路の料金改定（案）』を公表した後、本年10月の改定に向けて手続き等を進めています。

しかしながら、昨年12月の意見募集時において、今回の料金改定（案）と、国が貨物自動車運送事業法の改正等を実施し、顧客への価格転嫁に向けた環境整備を進めることとの関係についての意見もいただいています。

道路運送事業は国民生活を支える重要なインフラであることから、当社としても、顧客への価格転嫁の重要性を踏まえ、今回の料金改定の実施にあたり、高速道路の持続的な運営や他の利用者との公平性を確保しながら実施可能な措置について具体的な検討を進めてまいりました。

この度、道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置案を作成しましたのでお知らせします。また、本案に対して、国民の皆様から意見を募集します。

○特別措置案の全体概要

本特別措置案は、中型車以上を対象とし、顧客への価格転嫁の環境整備がより進むと想定される時期（2027年6月）まで料金を据え置く一方、中型車以上を対象に、環境整備がなされた後年度（2030年度）の大口・多頻度割引を見直すものです。

1. 中型車以上の料金据え置き

今回の料金改定に伴い車種区分ごとの1kmあたりの料金を見直す予定としています。

この1kmあたりの料金について中型車以上を対象に、本年10月から来年7月までの9カ月間、現行料金に据え置きます。

	現行	2026.10~2027.6末 【特別措置】	2027.7~ (予定)
軽・二輪	280円 ~1,590円	280円 ~1,740円	
普通車	300円 ~1,950円	300円 ~2,130円	
中型車	330円 ~2,310円	330円 ~2,310円	330円 ~2,520円
大型車	400円 ~3,110円	400円 ~3,110円	400円 ~3,410円
特大車	550円 ~5,080円	550円 ~5,080円	550円 ~5,570円

2. 後年度における中型車以上の大口・多頻度割引の割引率拡充の縮小

料金改定と併せて、2031年3月末までの間、大口・多頻度割引の割引率拡充を継続することとしています（最大割引率45%）。この拡充について中型車以上を対象に、2030年7月から2031年3月末までの9カ月間拡充を縮小し、最大割引率を25%とします。

		現行	2026.10～2031.3末(予定)			2031.4～
車両単位割引	月間利用額(車両単位)	全車種	軽二輪・普通車	中型車以上【特別措置】		全車種
			2026.10～2031.3末	2026.10～2030.6末	2030.7～2031.3末	
	5,000円以下の部分	0%	0%	0%	0%	0%
	5,000円超～ 10,000円以下の部分	10%	10%	10%	5%	2%
	10,000円超～ 30,000円以下の部分	20% 【+10%】	20% 【+10%】	20% 【+10%】	10% 【+5%】	5%
	30,000円超～ 50,000円以下の部分	25% 【+10%】	25% 【+10%】	25% 【+10%】	15% 【+5%】	8%
	50,000円を超える部分	25% 【+10%】	25% 【+10%】	25% 【+10%】	15% 【+5%】	12%
契約単位割引	月間利用額(契約者単位)		2026.10～2031.3末	2026.10～2030.6末	2030.7～2031.3末	2031.4～
	100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合	10%	10%	10%	5%	0%
合計		最大45%	最大45%	最大45%	最大25%	最大12%

※【】内は中央環状線の内側を通過しないETC車の拡充分

皆様からのご意見を伺った後、国土交通大臣へ届出等の手続きを実施します。